

VII 維持管理

給水装置は、配水管から分岐された給水管と、これに直結する給水用具により、使用者等が水道を利用するための大切な設備であり、安全で耐久性に富み、使用上の利便性等に機能を発揮するとともに、将来にわたって十分な水量を確保することができるものでなければならない。

【解 説】

給水装置とは、水道法第3条第9項の規定により「需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。」と定められている。

つまり、給水装置は個人の所有物と、市の管理する配水管と一体化され、容易に取外しできない構造であることから、維持管理は市と使用者等が一体となって行う必要がある。

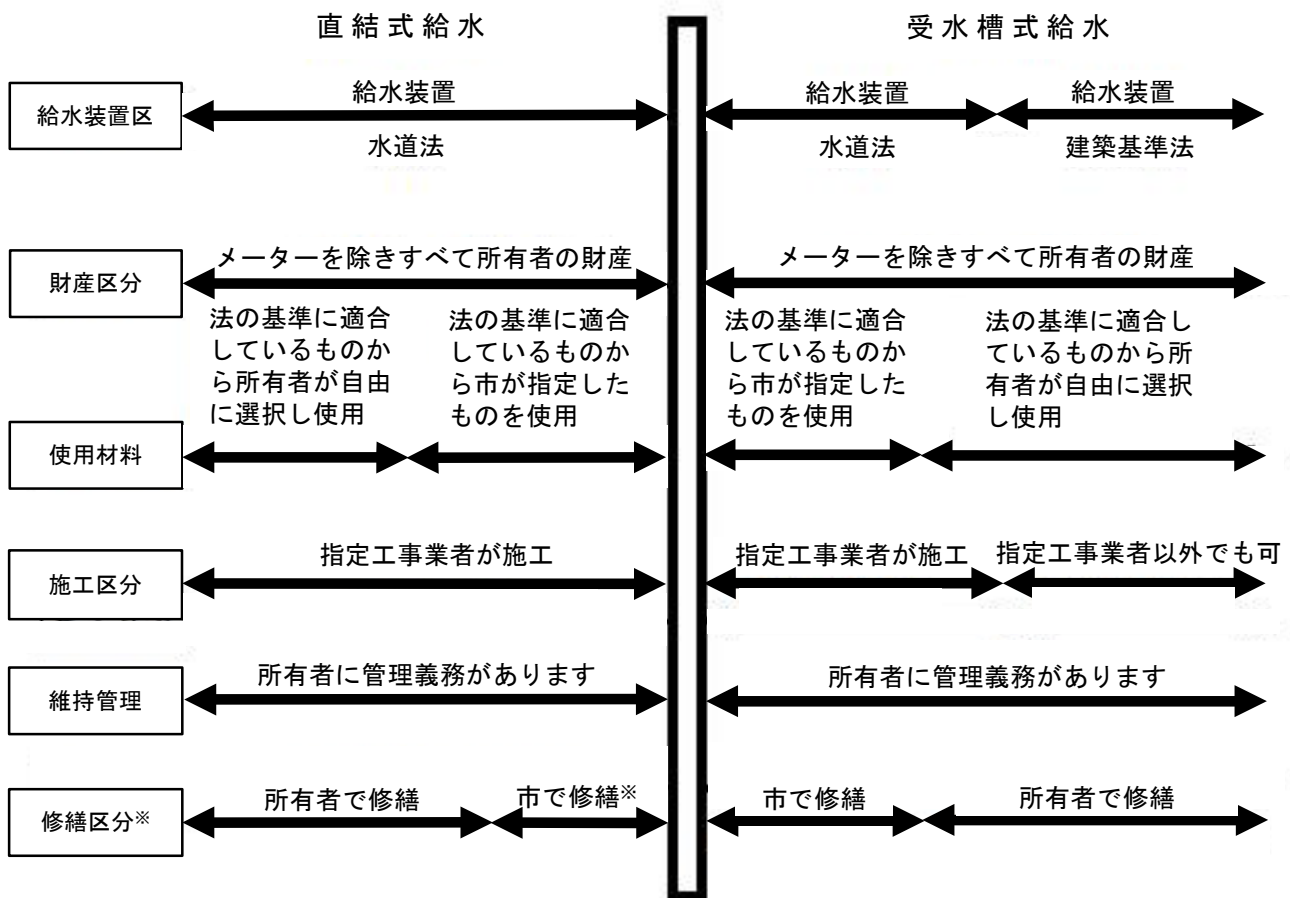
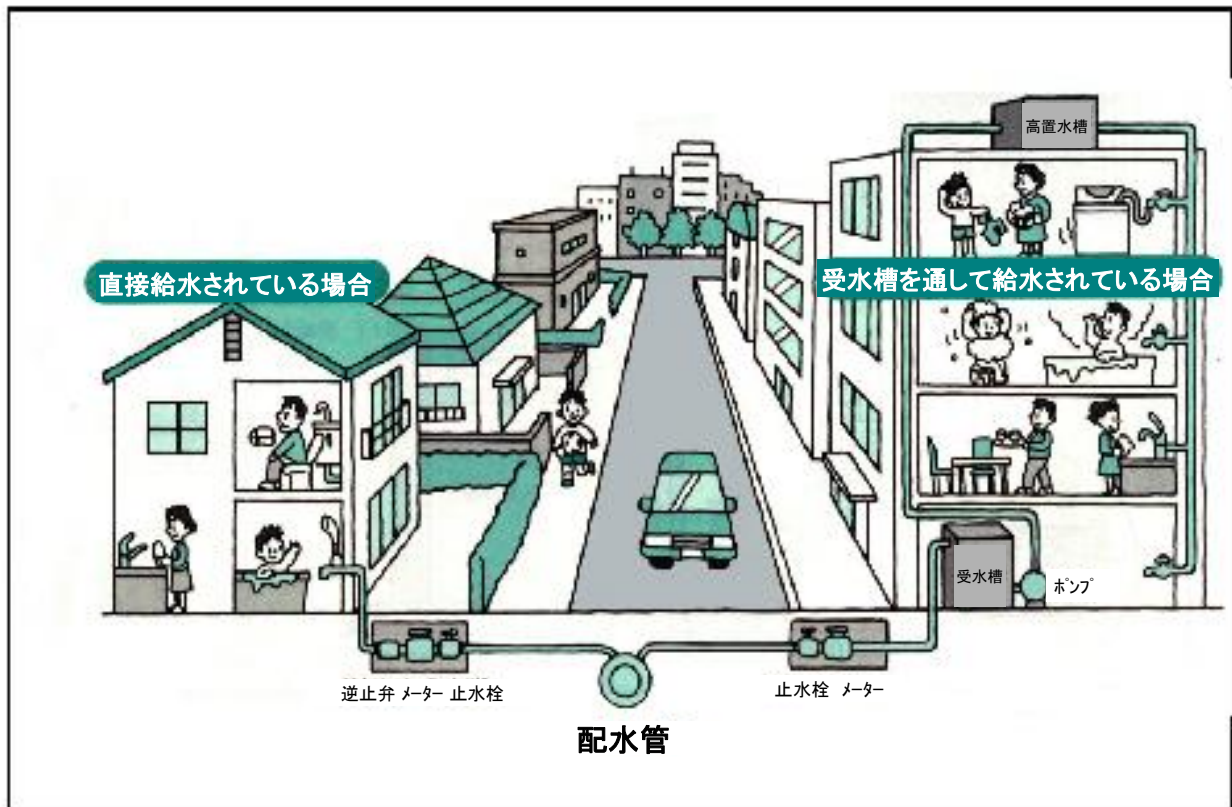
しかしながら、実態としては給水装置の末端に設置された給水栓等からの水道水において、法第4条に規定する水質基準に適合するよう市に義務付けされていることや、道路内や宅地内の一部まで漏水修理を市で行っていることもあり、所有者に維持管理義務があることを、一般的には十分に認識されていない。

このため、市では給水装置工事における認証品や構造・材質基準に適合した規格品が使用されているか、工法・設置状況が適切であるか等について審査し、指定工事業者並びに主任技術者に対し、指導していかなければならない。

また、指定工事業者並びに主任技術者は、給水装置の経年劣化による故障や機能低下による事故を未然に防止するため、所有者に対して給水用具の役割や構造、維持管理の方法や定期点検時期及び故障時の対処方法等を十分に説明し、理解したうえで維持管理を行うことが重要である。

こうしたことから、製造会社（販売者）・第三者認証機関・指定工事業者・主任技術者・市及び使用者等がそれぞれの役割に応じた適切な施工・維持管理を行うことが重要である。

図Ⅷ－１ 維持管理等の概要



※市で修繕を行う区分（修繕範囲）は、給水管のうち配水管分岐箇所から宅地内第一止水栓までとする。